



「自らの命は自らが守る」

災害後すぐやる事！

◆ 災害が起きてからの行動

大きな災害（南海トラフ地震など）が発生した後、どうすれば...

災害の準備として、食料の備蓄や生活に必要な物の準備を心掛けていますが、災害により家が壊れて住めない状況から復興に向けてのオペレーションはあまり知られていない

必要な支援を受けるための重要な手続きに必要な書類が **「罹災証明書」**です

・証明の対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震などの自然災害により被害を受けた家屋等

※家屋等に附随する塀、生垣、門柱、門扉などの外構、物置、カーポート（柱と屋根だけのもの）、アンテナ、エアコンの室外機、物干し台、太陽光パネル、家財道具・車両等は証明の対象外です

※罹災証明書は被災後の「ほぼすべての公的支援の入口」なので、最優先で申請しましょう

※判定結果に納得できない場合は再調査を申請できます

※被災者生活再建支援金は最大300万円

ただし申請期限あり（基礎支援金は発災から13ヶ月以内）



◆ 今からできること

準備1: 自分の家の所在地の市区町村の罹災証明書申請方法を確認しておく
自治体によって申請方法・窓口・必要書類が異なります



Point

大阪市罹災証明書等交付要綱

出来ることは今から準備を!

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/cmsfiles/contents/0000673/673103/risaisyoumeisyo.pdf>

準備2: 家の現状を写真で記録しておく

被災前の家の状態を写真に残しておく、被害程度の判定の参考になる場合があります
特に高価な家財・設備は記録しておきましょう



Point

民間保険会社の保険金の請求については、罹災証明書は基本的に不要です

各社で調査が行われます

申請前にご加入の保険会社等にお問い合わせ・確認をお願いします

◆ 申請から交付までの流れ

・建物などの被害

申請期限:

原則として災害発生日から3か月以内に
設定されていることが多いです

・申請

福島区申請窓口

福島区役所 5階 市民協働課(市民協働)

・調査日程の調整

・家屋被害調査

・交付

応急危険度判定結果	応急危険度判定結果	応急危険度判定結果
危険 UNSAFE	要注意 LIMITED ENTRY	調査済 INSPECTED
◆この建築物に立ち入ることは危険です。 ◆立ち入る場合は専門家に相談し、必要措置を行なった上でして下さい。	◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい。 ◆応急的に補強する場合は専門家に相談下さい。	◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます。 ◆建築物は使用可能です。
建築物名称 _____ _____ _____ _____ _____ 判定日時 ____/____/____	建築物名称 _____ _____ _____ _____ _____ 判定日時 ____/____/____	建築物名称 _____ _____ _____ _____ _____ 判定日時 ____/____/____
災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部



自宅を最高の避難所に!

その24-3

◆ 被災したときに最初にとること

被害状況を写真で記録する

罹災証明書を取得して支援を受ける際や、損害保険を請求する際などに、被害の程度がわかる写真が必要になる場合が多いので、以下の点を踏まえ、被害状況を必ず写真に撮っておきましょう

部屋など片付ける前に、画像を残しましょう!

● 家の外の写真の撮り方のポイント

離れた場所から全景写真を撮りましょう

- ・カメラ・スマホなど、撮影機器は問わない
- ・家の外から、なるべく「4方向」を撮影
- ・被害があった部屋全体と、細かな部分の両方を撮影
- ・被害箇所の詳細がわかるよう、できるだけ近づいて撮影
- ・浸水した場合は、浸水の深さもわかるように撮影する
(ものさしを差し込むなども可)
- ・自動車、物置、農機具などの写真も同じく撮影
- ・被害を受けた箇所を部分別に撮影



① 屋根

② 外壁

③ 基礎

④ ドアや窓などの建具

⑤ 配管やベランダ等の設備

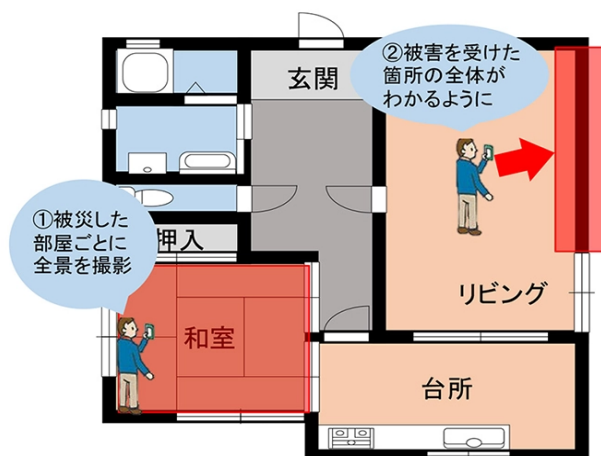
いずれも全体と、被害を受けた部分を撮影

※屋根は見えにくいので、可能であれば、近くの高い建物にのぼるなどして、なるべく上から撮影

● 家の中の写真の撮り方のポイント

※全体と、被害を受けた部分を撮影

- ・被災した部屋ごとの全景を撮る
- ・被害箇所の「寄り」にて撮る
 - ① 構造部分(内壁、床、天井、柱)
 - ② 建具(窓、ドア、襖、障子 など)
 - ③ 住宅設備(システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバスなど)
- ・自動車、物置、農機具などの被害状況も撮っておく



参照: 政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/article/202003/entry-9034.html>

※「住家」以外の被害には別の証明書が必要

罹災証明書はあくまで「住家」の被害を証明するものです。車・家財・非住家(倉庫・事務所など)の被害については「被災証明書」という別の書類が必要です



自宅を最高の避難所に！

その24-4

- 電気を復旧させるときは
→ 防災HPデータ 08「災害時のガスと電気」を参照ください

- ガスの復帰と注意点
→ 防災HPデータ 08「災害時のガスと電気」を参照ください

- 被害区分（損害割合の目安） ※被害区分により、利用できる制度が異なります

り災区分	認定基準
全壊	50% 以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
中規模半壊	30%以上 40%未満
半壊	20%以上 30%未満
準半壊	10%以上20%未満
一部損壊	10%未満



◆ 「罹災証明書」の発行で受けられる支援

● 罹災証明書とは？

災害によって「住家に生じた被害」を証明するために、各自治体が発行する公的な書類です
この証明書は、被災者が支援を受ける際に必要とされ、特に被害の程度に基づいて適用される支援内容が決まることが一般的です

● 罹災証明書の用途

- ・ 災害救助法に基づく「応急仮設住宅」への入居申請
- ・ 「応急修理制度」の利用申請
- ・ 被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援金」の申請
- ・ 任意で加入している保険会社（火災、地震）の損害保険の請求
- ・ 勤務先の助成金の請求
- ・ 税金、保険料、公共料金などの減免の申請
- ・ 災害復興住宅などの融資
- ・ その他生活再建に伴う被災者支援策を受ける場合の手続き

● 被災証明書の用途

罹災証明書が家屋の被害を証明するものであることに対し、被災証明書は家屋以外のものが被害に遭ったことを証明する書類です

家屋以外のものとは、たとえば家財や自動車などです

ほかにも店舗や工場など、住宅として使われているわけではない建物も対象になります

被災証明書は罹災証明書とは異なり、被害の程度ではなくあくまで「被害を受けた」という事実のみを証明します

罹災証明書は発行まで時間がかかりますが、これに対して被災証明書はほとんどの場合即日発行できます

Point



罹災証明書と被災証明書の違い

どちらも災害時に発行される書類ですが、役割や適用範囲が異なります

- ・ 罹災証明書が住家の被害を証明する
- ・ 被災証明書は車や家財など、住家以外の被害を証明する

また、罹災証明書は支援や税の減免申請などで必要となる一方で、地震保険などの民間保険においては必須ではありません

いずれにしても罹災証明書や被災証明書などを併用することで、さまざまな支援策を活用しやすくなります



◆【福島区】罹災証明書・被災証明書の交付申請

大阪市行政オンラインシステムがあり、オンラインにて申請が可能になっています

※災害直後ネット環境があるか心配ですが、画像などもアップロード可能です

福島区申請窓口

福島区役所 5階 市民協働課(市民協働)



Point

ネット上にある申請内容を一部抜粋

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000376468.html#10>

手続きの概要

この手続きは火災の損害にかかる罹災証明書の交付はできませんので、り災場所を管轄する消防署へお問い合わせください

罹災証明書の交付申請

罹災証明書は、自然災害(火災を除く)によって住家に被害を受けた場合に、被害の程度(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊に至らない(一部損壊))を証明するもので、被害の事実を証明するために、市職員等が国(内閣府)の基準に基づき現地調査等を実施します

※宛名が異なる証明書を必要とする場合には、宛名ごとに証明書の申請手続きを行ってください

申請対象者

自然災害により被害を受けた本人(被災者)もしくは同一世帯の親族が申請できます(里親も親族扱いとします) 大阪市のパートナーシップ宣言書受領書やファミリーシップ宣誓所受領証、もしくは大阪府のパートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方が同一世帯であれば同一世帯の親族として取り扱います(この場合、宣誓書受領書を本人確認書類としてご提示ください) 法人が被害を受けた場合にも申請できます 法人の代表者もしくは所属されている方が申請してください ただし、交付されるのは被災証明書のみとなります 上記以外の方が申請する場合は委任状が必要となります 同居親族であっても同一世帯でない場合も委任状が必要ですのでご注意ください

手数料(費用)

無料(大阪市手数料条例施行規則第9条による手数料免除)

申請

この手続きにおいては下記のものが必要となります

- ・被害を受けた建物全景(外周4面)がわかる写真(データでも可)
- ・表札や部屋番号、住居表示プレートのいずれかの情報がわかる写真(データでも可)
- ・被害箇所それぞれの損傷部位がわかる写真(データでも可)
- ・本人確認証(運転免許証・健康保険証・パスポートなど)
- ・(代理申請の場合)委任状